業務改善助成金の状況報告に係る提出書類一覧(山口労働局)

| 未分以告め以立り1人が取って下る近山音規一見(山口労働局) | | | |
|-----------------------------------|------------|---|---|
| チェック | No. | 書類名 | 備考 |
| | 1 | 状況報告(様式第8号) | |
| | 2 | 賃金台帳の写し ※賃金台帳の確認が必要な期間は以下のとおりです。 「賃金引上げ日 から 「②のいずれか遅い日 「①実績報告手続を行った日の前日 ②6月を経過した日 まで | ・賃金引上げの対象者の賃金台帳の 写し及び解雇、賃金引き下げ等の対 象者の賃金台帳の写し ・労働日数、労働時間数、残業、 休日労働、深夜労働の各時間数な ど、労働基準法で定める法定記載事 項が記入されているもの |
| | 3 | (事業実績報告後に離職者がいる場合) 離職した理由を証明する書類 | ·退職届、離職票、雇用保険被保険 者資格喪失確認通知書等 |
| | ★状: 1 こ | 、本助成金の支給を受けた場合には、 | |

1 この状況報告は、不交付要件に該当しないことを確認するため、本助成金の支給を受けた場合には、 必ず提出しなければならないものです。

必ず、労働法令に則り、関係書類を整備されるようにしてください。

- 2 上記の書類以外にも、審査過程で追加書類の提出や、書類の補正をお願いすることがあります。
- 3 本助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)に基 づき支給されます。

本助成金を他の用途へ使用した場合、その他交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に 違反した場合等については、本助成金の支給を受けた後であっても交付決定を取り消し、支給された 助成金に加算金(遅延損害金)を付して返還を求めることがありますので、ご注意ください。

また、補助金により購入した設備等は勝手に処分できません。処分を行う場合は労働局長の許可が必要となり、短期間での処分は一部返還を求める場合があります。